

## 人権条約機関議長が共同声明 資金支援を訴える

2020/08/04

国連人権高等弁務官事務所

7月27～30日に開かれた10の人権条約機関の議長会議に続いて、共同声明が公表された。共同声明で議長らは、各国政府は条約機関に資金を提供する法的義務を負っており、十分な資金提供を拒否することは、現在のCOVID-19パンデミック下においてより一層理不尽なことであり、現在の国連の資金難は条約機関の任務にとって大きな脅威であると述べた。そして、前例のない世界的危機において、人権維持の必要性はかつてなく大きなものになっているとし、各国政府と国連事務総長に対して、今後数か月の間、各人権条約機関が任務を最大限果たすことができるよう十分な支援を求めた。なお、議長会議では、COVID-19作業部会を設置したことは、パンデミックの難題に対する条約機関の団結した集団的対応を促進することになるとし、COVID-19の人権への実際的影響に焦点を当てて、作業部会の活動を継続することが決定された。

## 人種差別撤廃委員会第 101 会期 オンラインで開催

2020/08/05

### 国連人権高等弁務官事務所

人種差別撤廃委員会第 101 会期が開幕した。会期は COVID-19 のため 8 月 7 日までのオンライン開催となり、締約国の報告書の審査は延期となった。公開の会合はウェブ中継される (<http://webtv.un.org/>)。開会では人権高等弁務官事務所の代表が挨拶を行った。内容は以下のとおり。COVID-19 によって、アフリカ系・先住民族・移住者・難民・庇護希望者等のマイノリティや脆弱な集団の不平等が進行しており、委員会の活動とこの会期の重要性は明確である。会期では、COVID-19 における人種的差別と適切な対応策に重点が置かれる予定である。人権理事会は、法執行官によるアフリカ人やアフリカ系の人々に対する人種差別と暴力行為を強く非難し、人権高等弁務官に対し、組織的人種主義、アフリカ人・アフリカ系の人々に対する法執行官による国際人権法違反、人種主義に反対する抗議者・傍観者・ジャーナリストに対する過剰な力の行使に関する報告書の作成を求めている。

## 人種差別撤廃委員会第 101 会期閉幕

2020/08/07

国連人権高等弁務官事務所

遠隔会議で開催されていた人種差別撤廃委員会第 101 会期が閉幕した。会期では、早期警戒・緊急行動手続に関連して、2つの声明(①COVID-19 パンデミック対策の人種差別被害者への影響、②条約締約国内の先住民族の状況)が採択された。また、5 か国にそれぞれ書簡が送付された。個人通報に関連して、1 か国に関する 1 件の通報が受理可能とされた。手続規則の改正も行われ、COVID-19 パンデミックのような異例の事態におけるオンライン活動の容認、早期警戒・緊急行動手続を含め、会期間の緊急要請の検討プロセスが定められた。さらに、10 か国のフォローアップ報告書(ボスニア・ヘルツェゴビナ、中国、ホンジュラス、日本、ラトビア、モーリタニア、モーリシャス、ノルウェー、カタール、サウジアラビア)が検討され、これらの国々に対する勧告が採択された。第 102 会期は 11 月 16 日～12 月 4 日に開催される予定である。

## COVID-19 中の制裁解除を求める共同声明

2020/08/07

国連人権高等弁務官事務所

5 人の人権専門家が共同声明を発した。内容は以下のとおり。COVID-19 パンデミックの中、人々が石鹼や消毒剤等の基本的物質を入手し、病院が人工呼吸器等を入手できるよう、制裁は解除されるか少なくとも緩和されるべきである。人権の実現を名目に課される制裁によって、実際に人々は死亡し、健康・食糧・生命そのものの権利を含む基本的権利を剥奪されている。病院で必要な水・石鹼・電力、必需品の輸送燃料、食糧は、制裁のために完全に供給不足である。制裁国に対して、薬品・医療機器・食糧・燃料が行き渡るよう、直ちに制裁を解除・一時的に停止・最小化するよう求める。制裁の人道的免除の手続きに時間や費用を要する場合には、実際に人道的目的による免除であると推定し、反対者に立証責任を負わせ、免除を行うべきである。また、人道支援の容認は最も簡易な方法で、できれば要請に対して自動的に行われるべきである。

## 世界の先住民族の国際デーに向けて人権高等弁務官が声明

2020/08/07

国連人権高等弁務官事務所

8月9日の世界の先住民族の国際デーに向けて、バチエレ人権高等弁務官が声明を公表した。内容は以下のとおり。COVID-19は先住民族にとって深刻な脅威となっている。およそ90か国の遠隔地に住む多くの先住民族の医療・清潔な水・衛生施設へのアクセスの状況は極めて不適切である。コミュニティの生活様式のために、急激な感染増加が生じている場合もある。都会に住む先住民族は多重の貧困に苦しみ、医療の面でも深刻な差別を受けている。現代社会から自主的に孤立した形で暮らし、または接触の初期段階にある先住民族は、とりわけウイルス感染の免疫力が低いために極めて危険な状況にある。パンデミックによって、先住民族による自治と自決の権利を確保する重要性が強調されている。先住民族は、彼ら自身が影響を受ける政策の策定・実施について、助言を求められ、代表・指導者・伝統的権威者を通じて参加できなければならない。

## 障害者権利委員会第 23 会期 オンラインで開催

2020/08/17

### 国連人権高等弁務官事務所

障害者権利委員会第 23 会期がオンラインで開幕した。人権高等弁務官事務所の代表は、委員会は人権維持に不屈の精神をもって臨んでおり、COVID-19 危機の試練にも関わらず、条約機関は創造的な方法を通じて重要な活動を進めることが可能である旨を示していると述べた。また、障害者と COVID-19 に関する委員会の声明にあるように、現在の状況は、深く根差した差別と不平等による障害者の脆弱性・リスクが顕在化させていると指摘した。続いて委員会委員長が発言し、パンデミックは障害者とその家族の生活に破壊的影響を与え続けていると述べ、3 月の共同声明では、障害者に対する COVID-19 の甚大な影響、貧困と苦難に直面する障害者の特別な状況が強調されていることに言及した。この他、人権理事会障害者タスクフォース・対人地雷禁止条約被害者支援委員会の各委員長、障害者に関する特別報告者、国際障害同盟事務局長ら多くの人々が発言した。

## 人権専門家が COVID-19 中の立退き禁止を求める

2020/08/18

国連人権高等弁務官事務所

居住の権利に関する特別報告者が声明を發した。内容は以下のとおり。居住の権利はパンデミック対策の中核をなすが、現実には立退きや住居の破壊が加速している。生命と住居の権利は本質的に結びついており、パンデミックに直面している中で家を失うことは命をおとすことを意味しかねない。このパンデミックで人々は失業し家賃や住宅ローンを支払うことができなくなっている。政府は人々をホームレスにしてはならない。強制的立退きは、適切な住居の権利を含む人権の甚だしい侵害である。人々が自身と他者を守るために在宅を求められている中での強制的立退きは、一層おぞましいものであり、人道法の重大な侵害にもなりうる。全ての国に対し、人権義務を遵守し、誰一人として脆弱性が高まる状況に置かれないよう確保することを求める。すでに立退きを強いられた個人・家族・コミュニティには司法へのアクセスが保障されなければならない。

## 宗教・信条に基づく暴力犠牲者の国際デーに向けた共同声明

2020/08/21

国連人権高等弁務官事務所

8月22日の宗教および信条に基づく暴力行為の犠牲者を記念する国際デーに向けて、人権専門家が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。全ての政府に対し、宗教・信条に基づく不寛容・差別・暴力を撲滅するよう求める。宗教・信条に基づく差別・暴力は続いており、COVID-19パンデミックの中、様々な宗教コミュニティに対する憎悪が急増している。交差的差別に直面するマイノリティ等は社会の団結を損ねるもの、公共安全や国民意識を脅かすものとして描かれ、しばしば暴力の対象となっている。また、政府は国民意識の狭い概念の形成・強化、人権の侵害、ジェンダー平等の弱体化の手段として宗教を利用している可能性がある。我々は、宗教・信条に基づく暴力行為の犠牲者・サバイバーと連帯して立ち上がる。政府は彼らの生活再建をさらに一層支援しなければならない。犠牲者は安全を保障され公共サービスに十分にアクセスできなければならない。



## 強制失踪の被害者のための国際デーに向けて共同声明

2020/08/27

国連人権高等弁務官事務所

8月30日の強制失踪の被害者のための国際デーに向けて、強制失踪委員会と強制・非自発的失踪に関する作業部会が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。COVID-19 パンデミックの中でも、各国は強制失踪の防止・捜査に迅速にあたらなければならないが、パンデミックにより導入された制限のために捜索・捜査がしばしば中断され、被害者は忘れられ、家族は苦悩している。また、抑留施設で被抑留者が強制隔離されると、家族は安否や所在を知ることができなくなる。さらに施設訪問が一時中止される場合は、被抑留者と家族は全く接触できず、独房監禁や強制失踪につながる可能性がある。継続的な接触は電話や電子的手段などで確保されなければならない。強制失踪の被害者の健康にとって COVID-19 パンデミックは一層の脅威となっている。COVID-19 の中において、強制失踪を防止し、被害者の権利を尊重するには特別な措置も必要である。

## 障がい者の司法へのアクセスに関する原則指針

2020/08/28

国連人権高等弁務官事務所

障がい者の権利に関する特別報告者、障がい者権利委員会、障がいとアクセシビリティ担当事務総長特使が共同で作成した、「障がい者の司法へのアクセスに関する国際原則・ガイドライン」が公表された。この文書には、「障がい者は他者と同等に司法の運営に参加する権利を有する」など、10 の原則とそれぞれを実施するための詳細なガイドラインが規定されている。特別報告者は、「司法へのアクセスを妨げる多くの障壁が存在する。例えば、裁判所や警察署はしばしば利用容易ではなく、裁判所職員や警察官は障がい者が法的手続に参加できると思っていない可能性もある。各国が全ての人々の保障や権利へのアクセスを妨げる障壁・制度を除去できるよう支援したい」と述べている。障がい者権利委員会委員長は、「この文書を通じて、障がい者の司法への平等なアクセスをもたらす司法制度の策定・実施の方法について、初めて各国は実際的手引きを手にするようになる」と述べている。